

東京都議会におけるヤジについての会長声明

2014年6月18日、東京都議会の本会議で、塩村文夏議員が妊娠や出産に関する都の支援策について東京都に質問していた際に「自分が早く結婚したらいい」「産めないのか」などの複数のヤジが飛び、議場はそのヤジを制止するどころか笑いまで起きた。

6月23日になって、ヤジ発言を否定していた鈴木章浩議員がヤジ発言の一部を認め、塩村議員に謝罪した。鈴木議員は自民党会派を離脱したが、議員は辞職していない。都議会では、ヤジ発言者の特定と辞職を求める決議が提出されたが、議会の大多数により否決され閉会した。

なお、本年4月の衆議院総務委員会では、自民党の大西英男衆議院議員が「早く結婚して産まないとダメだぞ」などのヤジを発したことが報道されている。

これらのヤジ発言の背景には「女性は（仕事よりも）結婚して産んでこそ一人前」という価値観があるが、そもそも、結婚するかしないか子どもを産むか産まないかは、個人が自己決定すべき問題である。このような発言は、女性の自己決定権を侵害し、また、結婚していない女性や、子どもを産みたくても産めない不妊女性を揶揄、蔑視するものであり、女性差別発言に他ならない。そして、「女性は仕事よりも家庭」という偏見を助長するものである。こうした偏見が、職場や議会等意思決定機関への女性の進出を妨げる障害のひとつとなっていると言っても過言ではない。女性を含む都民の信任を得た議員で構成された議会において、女性のライフスタイルの自由を否定し、性別による差別の意味合いを含むヤジが発せられ、しかもそれを笑っていい発言として受け止められ何ら制止もされないことに重大な懸念を表す。

政治家による女性差別発言は、例えば石原慎太郎東京都知事（当時）の「女性が生殖能力を失っても生きていってのは

無駄」と述べたいわゆる「ババア発言」や、柳澤伯夫厚生労働大臣（当時）の「女性は子どもを産む機械」発言など、これまでも再三繰り返されてきた。こうした女性差別発言が政治家によって繰り返される背景にあるのは、もはや世界的にスタンダードである、女性の妊娠や出産を自己決定として尊重するリプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康とその権利）の視点の欠如である。そして、女性の妊娠や出産を、家や国家を存続ならしめるための責務であるとする、「女の役割は子を産むこと」という差別的発想である。このような発想は、家や国家のためには個人としての女性の自由は制約してもよいとするものであり、看過することはできない。女性差別発言をした議員は、差別・偏見を率先してなくすべき政治家としての資質の欠如を露呈したものであって、まさに都議会において成立した東京都男女平等参画基本条例第14条「何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。」との規定に違反するものである。

当会は、東京都議会に対し、差別発言をした議員を調査特定したうえで厳正に処分し、徹底した再発防止措置を講ずることを求める。また、塩村議員の議員活動が女性差別発言で妨害された事態でもあるのに、発言を議長がこれを制止しなかったことについても議長に猛省を促すものである。東京都議会会議規則105条に「議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。」とあるが、差別的発言を禁止する規定はないことも、再検討すべきである。

さらに、国会及び各地方議会、全政党・議員に対し、議場等公共の場での女性差別発言・行為が行われないよう強く求める。

2014年7月28日

東京弁護士会 会長 高中 正彦

精神科病院の病床を居住系施設に転換することに反対する会長声明

2012年の国の調査によると、日本には34万余りの精神科ベッドがあり、30万人以上の患者が入院している。平均在院日数は約292日に及び、長期入院者が世界的に見ても突出して多く、生涯のほとんどを病院の中で過ごして終える人が多い。

OECD（経済協力開発機構）の2014年7月発表によれば、2011年時点の日本の人口10万人当たりの精神科のベッド数は269床であり、加盟34か国平均68床の約4倍にも達している。

このような中、厚生労働省は2014年7月「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」が作成した報告書において、条件付きながら空いた病床をその敷地のまま居住施設に転換することを認める結論を取りまとめ、その転換をもって「病床が削減された」とみなして施策を行っていく方針を明らかにした。

しかしながら、本年1月に政府が批准し、2月から国内的に発効した国連障害者権利条約は、すべての人が障がいの有無を問わず社会に包摂され共に生きる社会をめざすことを目的としている。

病床転換型居住系施設を認めることは、精神科病棟を居住施設と言い換えることで「退院した、病床が削減された。」とすることを認めるに等しく、精神障がいのある人に対する旧態依然の隔離・収容政策の看板だけを付け替えてその延命を図るまやかしと言わざるを得ない。これは、上記条約に違背する過ちであって、到底容認できず、即時の撤回を求めるものである。

今求められていることは、精神障がいのある人が地域で人としてあたりまえの暮らしを取り戻すための地域医療・福祉の充実であって、精神科病院も地域生活を支えるための24時間対応相談機関・デイサービス等に生まれ変わり、病院の敷地内ではない、真の意味での地域にこそグループホーム・地域精神医療保健の総合基幹センター等が設立されるべきである。

当会は、国に対し、国連障害者権利条約に沿った、精神障がいのある人の真の地域移行を実現する地域精神保健福祉政策の推進を強く求めるものである。

2014年7月31日

東京弁護士会 会長 高中 正彦